

電気通信番号規則の一部改正に関連する省令案等の一部改正に対する意見 及びそれに対する総務省の考え方

・ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則

意 見	考 え 方
意見 1 改正に賛成。携帯と PHS の番号ポータビリティも進めるべき。	考え方 1
<p>携帯電話番号（080、090）の不足に対応するため、携帯電話への 070 番号の開放は必須事項であり、そのための本関係規定の改正に賛成いたします。</p> <p>また、今後においては答申にも示されている通り、移動体通信市場の活性化につながるよう、携帯と PHS 間における番号ポータビリティの実施、さらには携帯と PHS における番号（090、080、070）の垣根をなくすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（ソフトバンク BB 株式会社） （ソフトバンクテレコム株式会社） （ソフトバンクモバイル株式会社）</p>	<p>本件省令案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>携帯電話と PHS 間の番号ポータビリティについては、本意見募集の対象外となりますが、現在、各事業者において調整等が進められているところであり、平成 24 年 3 月 1 日付情報通信審議会答申「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」（以下「情通審答申」という。）に示されたとおり、最終的には利用者から見て携帯電話と PHS との識別性に関する混乱が生じないことが重要であると考えます。</p>

・ 電気通信事業報告規則

意 見	考 え 方
意見 2 改正に賛成。携帯と PHS の番号ポータビリティも進めるべき。	考え方 2
<p>携帯電話番号（080、090）の不足に対応するため、携帯電話への 070 番号の開放は必須事項であり、そのための本関係規定の改正に賛成いたします。</p> <p>また、今後においては答申にも示されている通り、移動体通信市場の活性化につながるよう、携帯と PHS 間における番号ポータビリティの実施、さらには携帯と PHS における番号（090、080、070）の垣根をなくすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（ソフトバンク BB 株式会社） （ソフトバンクテレコム株式会社） （ソフトバンクモバイル株式会社）</p>	<p>考え方 1 に同じ。</p>

意見3 「070」では携帯か PHS か判別できないことから、「090」か「080」を桁増しすることが望ましい。	考え方3
<p>「070/080/090」（電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号）、「070」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号）の電気通信番号規則にした場合、「070」の相手端末が携帯か PHS か判別ができないことから、購入機器情報を相手に聞く必要があり、個人情報保護の観点からも曖昧さを生み出す要因になると思われるので、固定電話で「03」や「06」で用いた手法と同じように、「090」か「080」の後を、8桁から9桁へ一斉に桁を増やす手法が望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>情通審答申に示されたとおり、090及び080番号を桁増しすると、既に携帯電話を利用している全ての利用者が電話番号を変更することが必要となり、携帯電話が多くの国民に普及している現状においては、ネットワーク改修に加え、多くの利用者の方々への周知に相当な費用や期間を要することから適当ではないと考えます。</p> <p>なお、電気通信番号規則改正案においては、070番号における携帯電話とPHSとの識別性を070に続く4桁目の番号(070-C)により確保することとしており、具体的にはPHSはC=5及び6、携帯電話はC=1、2、3、4、7、8及び9としておりますが、利用者の方々にとって、その通話先がPHSか携帯電話かをよりわかりやすく識別できるよう、関係事業者に対し、更なる識別性確保のための措置及び周知を求めて参ります。</p>

・電気通信事業法関係審査基準

意見	考え方
意見4 使用率を低くする改正は適切。今後も市場の動向を踏まえ、継続的な見直しが必要。	考え方4
<p>電気通信番号指定基準における使用率は、事業者が付与されている番号数に対して実際に利用者が付与している番号数の割合を示していますが、その差は単なる予備的なものだけではなく、利用者が付与する以外に必要な番号数を数多く含んでいると認識しています。つまり携帯電話サービスを安定的に提供するためには、利用者が付与する以外に一定の番号数が必要であり、その結果として算出される使用率を電気通信番号指定基準に利用しているものと理解しています。</p> <p>例えば、誤接続を防止するために解約された回線の番号を一定期間新しいユーザへ払い出さずに事業者内で保留する番号(解約保留番号)の比率は、解約率の低減により低下してきています。一方で、一部のスマートフォンやM2M機器等、新製品の発売により短期間で販売が急増することが予想される場合、対応するための在庫番号数の拡大が必要になるなど、在庫として必要な番号数も変化しており、今回の使用率を低くするという改正は、昨今の携帯電話市場の変化を捉えた時宜を得た適切な改正と評価しています。</p> <p>しかしながら、例えばM2Mの場合には実際に端末が使用される数ヶ月</p>	<p>本件訓令案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>また、市場動向等踏まえつつ、今後ともより適切な指定方法の検討を行う必要があると考えます。</p>

前の端末製造の時点において番号が必要となること、また短期間に非常に大量の番号が必要になること等が想定されます。そのような状況にあって今回の改正である使用率 85%は必ずしも万全とは言い難く、今後さらに M2M 需要の増大が想定されることからビジネスの健全な発展に資するよう、使用率及び番号指定方針の見直しを継続検討して頂きたいと考えます。

また、現在番号は実績に基づき将来予想される番号需要に対して番号を付与するというのが基本的考え方になっていますが、特に M2M 市場ではその考え方だけでは対処できない事態が発生することも考えられ、実績ではなく需要予測に基づく番号指定の考え方の一部導入、またそのような番号指定に対応できる番号体系の在り方について、早急に検討を始めて頂きたいと考えます。

(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)

今回の改正では、携帯電話へ必要な番号数を確保したことから指定番号数の算出式において、使用率を 0.9 から 0.85 へ引き下げ、増加係数による突発的な需要にも対応できる基準であり当社のような顧客基盤に伴う番号の絶対数が少ない事業者の運用負荷に配慮されたものと考えますが、依然として顧客基盤の大きな事業者と小さな事業者では一度に指定される番号数に格差があり、NTT東西殿のトランスレータ工事等の費用増加や運用負荷が相対的に高いという問題点は解消されていないと考えております。

さらに公平かつ円滑な番号利用に向けて、事業者に過度な負荷がかからないよう、より配慮された整備を行っていただきたいと考えております。

(イー・アクセス株式会社)

算出式の使用率変更 (0.9 から 0.85) により、実際の使用率に近づきますが、それでもなお乖離が大きく、実態に即した更なる使用率の見直しを要望いたします。

また、増加係数は商戦期など時期による影響を大きく受ける係数であるため、算出結果により指定される番号数やその地域は実際の番号消費から乖離しており、継続的な見直しや臨機応変な対応を要望いたします。

(ソフトバンクBB株式会社)
(ソフトバンクテレコム株式会社)
(ソフトバンクモバイル株式会社)